

●香川県警察本部告示第9号

平成12年香川県警察本部告示第23号（香川県警察の公印）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月24日

香川県警察本部長 木 下 慎 哉

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>香川県警察公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号。以下「規程」という。）に規定する香川県警察の公印を、次のとおり公示する。</p> <p>(1) <u>規程第2条第1項</u>の公印 ア～サ 略</p> <p>シ～ヌ 略</p> <p>ネ～フ 略</p> <p>(2) <u>規程第2条第2項</u>の表1の項に掲げる公印 略</p> <p>(3) <u>規程第2条第2項</u>の表2の項に掲げる公印 略</p> <p>(4) <u>規程第2条第2項</u>の表3の項に掲げる公印 略</p>	<p>香川県警察文書公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号。以下「規程」という。）に規定する香川県警察の公印を、次のとおり公示する。</p> <p>(1) <u>規程第10条第1項</u>の公印 ア～サ 略</p> <p>シ <u>香川県善通寺警察署長印</u></p> <p>ス～ネ 略</p> <p>ノ <u>香川県善通寺警察署印</u></p> <p>ハ～ホ 略</p> <p>(2) <u>規程第10条第2項</u>の表1の項に掲げる公印 略</p> <p>(3) <u>規程第10条第2項</u>の表2の項に掲げる公印 略</p> <p>(4) <u>規程第10条第2項</u>の表3の項に掲げる公印 略</p>

